

17. 内需拡大に関する対策及び対外経済対策について（抜粋）

昭和60年12月28日

経済対策閣僚会議

政府・与党対外経済対策推進本部

昭和60年は、我が国経済社会が一層の国際化へ向けて大きく歩みを進めた年であった。政府は、行財政改革を進める中であって、4月の「対外経済対策」の決定に従い、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」を策定し、その実行を早めつつ着実に実施するとともに、政府開発援助の第三次中期目標を設定した。また、9月に開催された先進5か国蔵相会議の決定を受けて国際的協調による円高基調の定着化に努めるとともに、10月には民間活力を最大限に活用することを基本とする「内需拡大に関する対策」を策定し、実行に移したところである。

昭和61年においては、我が国は、内需主導型経済成長が進められることが望まれており、他方、対外的には、東京における主要国首脳会議の開催、新たな多角的貿易交渉の開始を控え、その国際経済社会に占める地位にふさわしい役割と責任を担い、自由貿易体制の維持・強化に向け率先して努力するとともに調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献を行うよう最大限の努力を払うことが要請されている。一方、我が国財政は依然として大幅な不均衡の状態にある。

今般、こうした観点から本年における我が国の政策的努力とその実施状況を取りまとめるとともに、昭和61年度予算における予算・税制措置のうち特に内需拡大に資する対策についてとりまとめた。

我が国としては、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るとともに、経済の拡大均衡を通じて対外不均衡の是正を図るため、昭和60年の成果を踏まえつつ、引き続きこれら施策を着実に実施していく所存である。

内需拡大に関する対策

昭和60年12月28日

経済対策閣僚会議

我が国としては、経済の拡大均衡を通じて経済摩擦の解消を目指すため、去る10月15日に「内需拡大に関する対策」を決定しこれを確実に実行しているところであるが、その際、予算・税制措置を伴う施策については、その後の予算編成、税制改正の過程で検討することとしていた。

政府としては、昭和61年度において、内需を中心とした景気の持続的拡大を図るため、円レートの動向とその国内経済に及ぼす影響に適切な注意を払いつつ引き続き適切かつ機動的な経済運営に努めるとともに、民間活力が最大限発揮されるよう法制度を含めて環境の整備を行うこととする。

このため、

1. 財政投融资等の活用により、公共事業の事業費につき前年度以上の伸び率を確保する、
2. 住宅減税を行い、設備投資促進のための税制上の措置を講ずる、
3. 民間活力の活用を図ることとし所要の措置を講ずる

等を中心に、下記の諸施策を実施する。

また、内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

記

1. 住宅建設・都市開発の促進

(1) 住宅減税

住宅取得者の負担の軽減を通じ、内需の拡大等にするため、居住用住宅の取得等のための公的資金を含む借入金等の残高の一定割合相当額を3年間にわたって所得税額から控除する住宅取得促進税制を創設するほか、住宅取得資金に係る贈与税の特例を拡充する。また、住宅又は住宅用土地を取得した場合の不動産取得税の軽減措置について、その適用期限を延長する。

(2) 予算上の措置

① 住宅金融公庫

住宅建設を促進し、居住水準の向上を図るため、個人住宅に係る貸付対象面積区分の引上げ、住宅改良等の貸付限度額の増額、土地担保貸付住宅の貸付要件の緩和等の貸付条件改善措置を講ずるとともに、特別増貸付の活用を図ることにより、貸付戸数を51万戸（前年度当初比2万戸増）とする。

また、個人住宅に係る貸付対象面積区分の引上げ等の改善措置については、昭和61年1月から適用する

こととし、その効果の早期発現を図る。

② 公団分譲宅地の取得に係る初期負担の軽減

兩人の分譲宅地の取得を容易にし、住宅建設の促進に資するため、住宅・都市整備公団の住宅専用地の譲渡に係る割賦条件を大幅に緩和することにより、初期負担の軽減を図る。

③ 都市の高度利用と都市機能の更新を進めるため、市街地再開発事業等を更に推進することとし、所要の措置を講ずる。

2. 設備投資・技術開発の促進

(1) 税制上の措置

① エネルギー基盤高度化設備投資促進税制の創設

エネルギー基盤高度化設備について、特別償却制度と特別税額控除制度とのいずれかの選択を認めるエネルギー基盤高度化設備投資促進税制を創設する。

② 中小企業新技術体化投資促進税制の拡充

中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の拡充を行った上、その適用期限を延長する。

③ 電線類地中化設備に対する税制上の特例措置の創設

電線類の地中化設備について、特別償却制度を創設するとともに、固定資産税の課税標準を5年間にわたって軽減する措置を講ずる。

④ 都市鉄道整備促進準備金制度の創設

特定都市鉄道整備促進特別措置法（仮称）の制定に伴い、都市鉄道整備促進準備金制度を創設する。

（備考）上記①及び②については、当該制度の対象設備のうち輸入により取得したものについて特別償却率又は税額控除率を割増しする特例措置を講ずる。

(2) 予算上の措置

① 民間における基盤技術に関する試験研究の一層の促進を図るため設立された基盤技術研究促進センターの運営基盤を強化し、事業の本格的な展開を図ることとし、出融資の充実等所要の措置を講ずる。

② 民間における生物系特定産業の技術開発の促進を図るため生物系特定産業技術研究推進機構（仮称）を設立し、出融資等所要の措置を講ずる。

③ 配電線地中化・配電自動化を目的とした配電基盤高度化融資制度等を創設する。

3. 公共投資の拡大

(1) 公共事業の事業費の拡大

- ① 昭和61年度においては、財政投融資等の活用により、公共事業の事業費につき前年度以上の伸び率を確保する。
- ② 昭和60年10月15日の「内需拡大に関する対策」において事業費で4,500億円の国庫債務負担行為の活用を決定しているが、今回の対策において更に1,500億円を追加する。
- ③ 特に公共事業実施機関については、財政投融資の積極的活用を図る。このような見地から昭和61年度においては、公共事業実施機関に対する財政投融資規模の確保・拡大に努めるとともに、空港整備特別会計、日本下水道事業団、東京湾横断道路建設事業株式会社（仮称）等に新規に財政投融資資金を導入する。その結果、公共事業実施機関に対する財政投融資規模は、総額3兆5千億円（前年度比11.9パーセント増）となる。

（2）地方単独事業

地方単独事業については、昭和61年度地方財政計画上、総額8兆7千億円（前年度比3.7パーセント増）の事業費を見込み、地域の実情に応じた効果的な事業実施を期待するものとする。

また、地方債計画において、下水道事業等公営企業関係の事業を含めた地方単独事業の円滑な実施を図るため、財政投融資資金を始め所要の地方債資金を確保する。

さらに、新たに東京都の下水道単独事業及び地下鉄建設事業について、政府保証外債の発行を認め、事業の積極的な促進を図る。

4. 公共的事業分野への民間活力の導入等

（1）いわゆる大規模プロジェクトについては、東京湾横断道路及び明石海峡大橋の建設に着手することとする。

① 東京湾横断道路

（イ）民間、地方公共団体及び日本道路公団の出資による民間会社を設立する。

（ロ）道路の建設資金は、出資金、社債等民間借入金、日本開発銀行融資、道路開発資金、財政投融資資金等により構成する。このため、政府保証、社債発行限度の特例のほか、本事業限りの特例措置として、割引債形式による特別公共事業債の発行を認めるとともに、会社に対する出資について法人税の計算上その10パーセントを所得控除する。

（ハ）民間技術力、経営力の活用を図るため、会社が建設と管理を行う。

② 明石海峡大橋

本年7月の臨時行政改革推進審議会意見に沿って、国の負担を軽減し民間活力の活用を図ることにより建設する。

（2）また、民間活力の活用による特定施設の整備事業の促進に資するため、これらの事業に係る一定の施設について、特別償却制度等を創設するほか、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税に係る所費の措置等を講ずる。

(3) (1) ①及び(2)の措置のため、今通常国会において法制の整備を図ることとし、所要の法律案を提出する。

(4) 関西国際空港

民間活力を導入した関西国際空港株式会社により事業を進めることとしている関西国際空港については、本格着工に向けて事業費を大幅に増額する。

(5) さらに、各地において実施されているテクノポリス等地方における民間活力活用プロジェクトについて、その着実な推進を図る。